

平成 29 年 11 月 21 日

名古屋市長  
河村 たかし様

愛知障害フォーラム（ADF）  
代表 加賀 時男  
（愛知県身体障害者福祉団体連合会会長）  
〒466-0037  
名古屋市昭和区恵方町 2-15  
TEL 052-851-5240  
FAX 052-851-5241

## 名古屋城木造復元天守におけるバリアフリーに関する公開質問状

日頃より、障害者福祉にご理解とご尽力いただき有り難うございます。

愛知障害フォーラム（ADF）は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などの障害種別や家族の団体、支援者など関係 27 団体が一緒になり、愛知県や県下の市町村での障害者施策の推進と、人権保障を推進することを目的に活動をする障害者団体です。さて、平成 29 年 11 月 16 日の中日新聞朝刊の一面で「名古屋城エレベーターなし」との報道記事（別紙 1）を目にしました。そして 11 月 17 日におこなわれた「第 6 回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会」において木造復元天守におけるバリアフリーの検討が議題となり、エレベーターの設置について、「エレベーターは設置しない」、「ただし、代替案で車いす使用者等の合理的配慮を目指す」との考え方と「現時点では、エレベーターを設置せず、地層から 5 階の表階段にチェアリフトを設置する」（別紙）と方針が決定されました。

現在、国においてはバリアフリー法及び関連施策の見直しが図られ、また、名古屋市においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」制定の検討が進められている最中です。

このように共生社会の実現、互いの違いを認めあう多様性社会の実現が求められている中、「エレベーターを設置しない」という考え方は、あまりにも一方的で、弱い立場の意見を無視した、「人権侵害・差別」であり、到底、承服できるものではありません。

つきましては、次の質問に対し、率直かつ具体的にわかりやすく、お答えいただきたく、お願い申し上げます。

1. 忠実に復元し、木造建築技術を残すことを目的としているが、名古屋城は、公共の建築物であり、公共性は非常に高く重要なものであることから、全ての人が利用できることが最優先されなければならない。なぜに忠実に復元されることが優先されるのか、お示しいただきたい。このことにより利用できなくなってしまう人がいることは、どのように認識されているのか。

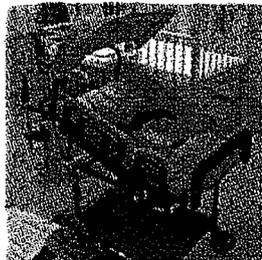
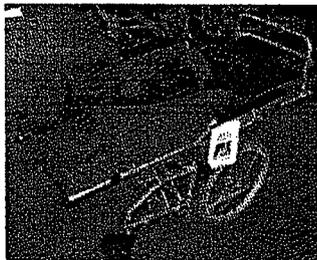
2. エレベーターは車いすユーザーだけでなく、高齢者やベビーカーを使用する人たち、大きな荷物を抱える旅行者などにとって、もっとも有効な移動手段である。「エレベーターを設置しない」ということが決められると、今後、上下移動にエレベーターを必要とする人たちの名古屋城観覧が困難になるが、「エレベーターを設置しない」という結論を出した理由を具体的に教えていただきたい。

3. 「代替案で車いす使用者等の合理的配慮を目指す」とありますが、「合理的配慮」の提供は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があってから始まることになる。

障害者が社会的障壁を除去するために望んでいるのは、「エレベーター」であり「チェアリフト」や「階段昇降機」といった代替案ではない。「エレベーターを設置しない」という結論を出すにあたって、障害者団体や車いすユーザーの意見を反映させず、方針を決定したのはなぜ故か。

4. 車いすにはいろいろなタイプがあり、車いすに座ることで、座位を保持するという人も少なくない。代替案で示されている「チェアリフト」や「階段昇降機」を使用する方は、どのような方を想定しているのか。

また、下記のような車いすを使用する人が、「チェアリフト」や「階段昇降機」を使用するのは不可能だが、が、このような人たちはどうやって、観覧をすればよいか。



5. 代替案で示されている、「チェアリフト」および「階段昇降機」について、どのように安全性について検証されたのか、資料及び議事録をお示しいただきたい。また、日本福祉大学健康科学部渡辺崇史教授（福祉工学専門）より、「結果として、合理的なのがエレベータということになるだろうと思う。」（別紙）という意見をいただいているが、名古屋市は、この意見にどう考えるのか。

6. 現在、天守閣に設置されているエレベーターの 1 日の利用者数や利用者の年代層別等の稼働状況を教えてください。

7. 昨年度、名古屋城への入場者数と障害者や高齢者等の入場料減免を受けた人の入場者数を教えてください。

8. 特別支援学校等の団体での天守閣観覧希望があった場合、どのような対応を想定しているかお示してください。

※以上の質問に対して、11月30日までに文書にてご回答いただきますようお願い致します。なお、この文書に関する質問等は、上記事務局（担当：近藤・木下）までお願い致します。